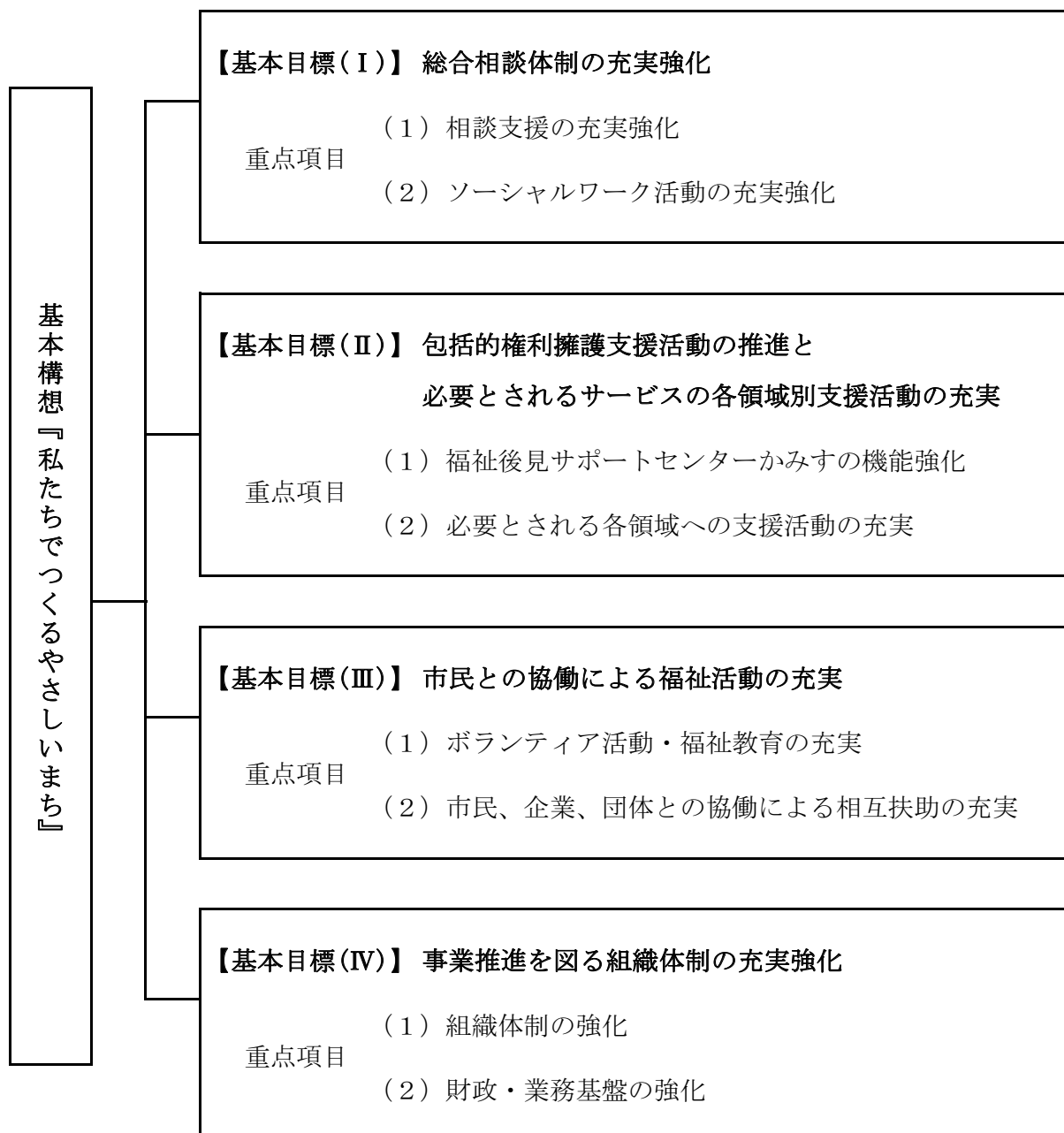


第2章 「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組み

1. 第6次計画 基本目標

- 本計画では、基本構想に沿って基本目標を体系化し、本会活動の基本姿勢（平成22年制定）に基づいて各事業を推進していきます。

<第6次計画の体系図>



＜神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢＞

1. 社協の「唯一無二性」の発揮

他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。

2. 新たな福祉ニーズへの迅速な対応

急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに応えていくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで地域福祉の充実に貢献する。

3. 新たな分野への先駆的事業展開

これから必要性の高まりが予測され、さらにその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。

4. 新たな社会資源の創設

住民の生活課題とその解決策（社会資源）との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。

5. 他機関や市内で活動する福祉専門職の応援

社会資源のメニューとしては存在するものの、本来的な機能やその特徴を様々な理由により発揮できていないでいる状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。

6. 使い勝手の良い福祉総合相談機関としての役割発揮

様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても社協に問い合わせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。

7. 専門職集団としての信頼を得られる活動

1 から 6 の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職組織としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

（平成22年3月。第3次地域福祉活動計画策定委員会の協議を経て制定）

2. 第6次計画 実施計画

【基本目標（Ⅰ）】 総合相談体制の充実強化

福祉の総合相談窓口として、地域の支援者や関係機関と相互に連携し、どのような相談にも適切に応じられるよう、生活課題の発見から解決に至るまで、全ての相談に対して社会福祉士・精神保健福祉士の専門職が対応します。

●重点項目（１）相談支援の充実強化

- 全職員が社会福祉士・精神保健福祉士国家資格保持を標準とし、どのような相談に対しても組織全体で応じることができる「同一業務同一対応」を実践します。
- 市内外の相談機関や支援者と日々連携し、双方に顔が見える関係性を構築することにより、高齢者や障害者世帯における権利擁護の課題、物価高騰による経済的問題など複雑な相談に対し迅速な解決が図れるよう、適切な制度やサービス利用へつなぎます。

<実施計画>

① より充実した相談支援体制の強化

- ・福祉の総合相談窓口として、高齢者、障害者、生活困窮者など幅広い分野の福祉課題を受け止め、各種関係機関と連携し、「同一業務同一対応」の体制のもと、組織全体で重層的で横断的な相談援助を行います。
- ・職員間の事例検討会を毎月1回開催し、相談ケースのニーズ分析、継続対応ケースの情報共有などから潜在的なニーズの発見、必要な専門相談等の事業化の検討を行います。

② 他機関との意見交換・情報共有の充実

- ・市民からの相談に的確に対応するため、福祉法制度の改正や市役所各課等が展開する事業、新たな制度・施策の情報を適時収集し、常に情報のアップデートを図ります。
- ・複合的な課題を抱える世帯に関する担当者会議や事例検討会議等の開催あるいは他機関の主催する会議への参加を積極的に行い、課題解決に向

※保護司

保護司法・更生保護法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする。

※地域包括支援センター
地域に住む高齢者の生活をサポートする相談・支援窓口

※障害者計画相談支援事業所
障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成する事業所。

けた連絡・調整がスムーズに図られるように働きかけます。

- ・相談者が適切な制度や機関に迅速につながるよう、地域の身近な相談窓口である民生委員をはじめ、保護司、地域包括支援センター、障害者計画相談支援事業所、市民協働課で実施する困りごと相談や女性総合相談といった、様々な領域で相談支援活動を実践する機関と、お互いに顔の見える関係を築きながら、意見交換・情報共有の場を確保します。

※困りごと相談

市のどの部署へ相談したらいいかわからないとき、気軽に相談できる総合案内。

※女性総合相談

仕事、家庭、DV、セクハラなど女性が抱える悩みや困りごとの相談窓口。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
I-(1)-① より充実した相談 支援体制の強化	「同一業務同一 対応」の体制に よる相談支援	→	→	→	→
	事例検討会の実 施(月1回)	→	新規専門相談 事業の検討	→	→
I-(1)-② 他機関との意見交 換・情報共有の充 実	行政関係課との 情報共有	→	→	→	→
	担当者会議等の 開催・参加	→	→	→	→
	民児協へ事業 説明	→	→	→	→
	障害者計画相 談事業所連絡 会にて事業説明	→	→	→	→
	ケアマネジャー 定例会にて事業 説明	→	→	→	→
		保護司会へ事 業説明	→	→	→
			女性相談員へ 事業説明	→	→

●重点項目（2）ソーシャルワーク活動の充実強化

○公的福祉では補えない制度の狭間にある福祉課題に対して、市内の状況やニーズを把握する機会を確保し、課題解決に向けた取り組みを新たに企画し実践に移します。

○令和4年度に発足した「ミスマッチを防ぐための障害事業所情報交換会」においてサービス種別ごとの情報交換や課題を共有する場を設けたことで、市内の事業所間連携が向上し連帯感の高まりにつながったことから、

※制度の狭間

公的福祉サービスでは、対象とならない福祉ニーズ、生活課題が生じている状態のこと。

他サービスにおいてもその取り組みを広げます。

<実施計画>

① 福祉課題の把握と事業化

- ・地域ネットワーク勉強会は、精神障害や発達障害、ひきこもり、権利擁護など、総合相談に寄せられた内容から、社会資源が不足する分野の課題を社会化していくことと、ご家庭や事業所等で実際に支援にあたっている方々を応援することを目的として開催を継続します。
- ・地域ネットワーク勉強会の参加者同士のネットワーク構築を進め、既存の社会資源の点検や改善、本会での事業化も含めた新たな支援のしくみづくり、社会資源づくりにつなげます。

② 社会資源の連携・組織化の促進

- ・C S Wが福祉分野における各種会議に積極的に参加し、関係機関との連携を図るとともに、市や他機関が主催する担当者会議や政策レベルの会議に参画し、関係機関とのネットワーク強化を図り、地域の福祉課題に対して必要な提言を行います。
- ・本会の中立公正なソーシャルワーク機関としての連絡調整機能を活かし、市内の障害者グループホームや放課後等デイサービスなどの事業所間連携に向けて情報交換会等を企画・実施します。

※C S W

コミュニティソーシャルワーカーの略。
地域社会における人々の生活上の課題解決の援助を行う人。

※障害者グループホーム
障害のある方が必要な支援やサポートを受けながら、共同生活を行うことができる住まいのこと。

※放課後等デイサービス
就学中の障害児を対象に、放課後や長期休暇等の際に生活能力の向上や自立を促進するための支援を行う福祉サービス。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
I-(2)-① 福祉課題の把握と 事業化	地域ネットワーク 勉強会開催	→	→	→	→
	必要な社会資源 の組織化・事業 化	→	→	→	→
I-(2)-② 社会資源の連携・ 組織化の促進	福祉分野別の各 会議に参加	→	→	→	→
	就労支援事業 所情報交換会の 定期開催	→	→	→	→
	グループホーム 訪問・ニーズ調 査	グループホーム 意見交換会の実 施	→	→	→
			放課後等デイ サービス訪問・ ニーズ調査	放課後等デイ サービス意見交 換会の実施	→

【基本目標(Ⅱ)】包括的権利擁護支援活動の推進と

必要とされるサービスの各領域別支援活動の充実

高齢者や障害者の権利擁護支援、精神障害者・発達障害者・ひきこもり状態にある方の支援など、制度や社会資源が充足されていない領域の支援体制を強化します。

●重点項目（１）福祉後見サポートセンターかみすの機能強化

○支援対象者の増加が今後も見込まれる日常生活自立支援事業と、判断能力が不十分な方の権利を法的に守る成年後見制度による法人後見受任事業を一体的に取り組みます。

○権利擁護支援の必要な方が、適切な相談窓口や制度にスムーズにアクセスできる環境を整えるために、関係機関への事業説明や情報提供、広報活動の充実を図ります。

<実施計画>

①福祉後見サポートセンターかみすの体制強化

- ・日常生活自立支援事業（茨城県社協受託事業）の利用者増加に対応できるよう、計画的に生活支援員の増員を図ります。
- ・日常生活自立支援事業と法人後見受任事業の本会対象者の範囲を関係機関に正しく理解してもらえるよう、連携の初期段階から担当者会議、事例検討会を通じて、各種取り組みの共通理解を図ります。
- ・市の設置する中核機関との連携を進め、日常生活自立支援事業や法人後見受任事業による支援を必要とする方が適切な相談窓口につながり、スムーズに利用ができる環境を整えます。

②権利擁護事業の理解・促進

- ・行政、民生委員、地域包括支援センターなどが参加する会議に出席し、権利擁護活動についての説明を積極的に行い、制度理解の促進を図ります。
- ・関係機関の専門職を対象とした権利擁護事業の理解啓発および実践力向上を目的に研修会、勉強会（地域ネットワーク勉強会等）を開催します。

※権利擁護

自己の権利を表明することが困難な、または自己の権利が侵害されていることを自覚できない、寝たきりの方や認知症高齢者、障害者の人権を守り、権利表明を支援し代弁すること。

※中核機関

成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用を必要とする方が安心して制度利用できるよう「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。

- ・認知症高齢者や精神疾患のある方がスムーズに権利擁護支援につながる環境整備を進めるために、医療機関を訪問し情報交換や事業説明を行います。
- ・ホームページでの紹介や広報紙にて特集号を企画するなど、広報の充実を図ります。さらに、施設や企業、わくわくサロン等に出向いての「出前講座」を展開し、判断能力が不十分な方の権利を守る必要性や支援することの重要性について、市民の理解を広げます。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
Ⅱ－(1)－① 福祉後見サポート センターかみすの 体制強化	生活支援員増員検討(日常生活自立支援事業)	利用者数に応じた生活支援員の増員	→	→	→
	事例検討会等の開催・参加	→	→	→	→
	中核機関との連携	→	→	→	→
Ⅱ－(1)－② 権利擁護事業の理 解・促進	関係機関へ事業説明・情報交換	→	→	→	→
	研修会、勉強会等の開催	→	→	→	→
	医療機関へ訪問・事業説明	→	→	→	→
	広報活動の充実 出前講座の実施	→	→	→	→

●重点項目（2）必要とされる各領域への支援活動の充実

- 精神障害者、発達障害児者、ひきこもり状態にある方といった、制度や社会資源が十分に整っていない領域の関係機関との支援ネットワークづくりを進め、支援体制のさらなる充実を図ります。
- 社会福祉士・精神保健福祉士等の資格保有者による精神疾患や発達障害を抱える方などを対象とした専門相談の充実強化を図ります。

＜実施計画＞

① 精神障害者の地域生活支援の充実

- ・本会の精神保健福祉士が相談対応する「こころの相談室」は、こころの不調を抱える方やそのご家族にとって初期相談の場としての機能を果たせるよう、広報を充実し、市民に広く周知します。
- ・精神障害者デイケアは、事業対象者のスムーズな利用につながる体制を整えるために、市内及び近隣市の精神科医療機関への事業説明を定期的に行います。
- ・福祉サービスの利用を検討される方が、興味関心や希望に合った事業所やサービスへスムーズにアクセスできる環境を整備するために、就労支援事業所やグループホーム等がお互いの特徴を知り合い、情報交換できる機会を積極的につくります。
- ・精神障害者がより福祉サービスを利用しやすいまちとなるよう、当事者の声など具体的な要望をとりまとめ、神栖市が設置する地域自立支援協議会において代弁・提言します。

② 発達障害者の地域生活支援の充実

- ・大人の発達障害支援の重要性を多くの事業所に正しく理解してもらえるよう「大人の発達障害支援基礎研修会」を開催し、市内すべての計画相談支援事業所等への基礎研修会修了者の配置を目指します。
- ・「大人の発達障害支援基礎研修会」の修了者を対象としたフォローアップ研修を開催します。

③ ひきこもり家族支援の充実

- ・精神保健福祉士が引き続き、ひきこもり状態にある方の家族への相談支援を実施する体制を維持し、相談日を固定せずいつでも相談に応じられるよう開催手法を変更します。

④ 生活困窮世帯への支援継続

- ・緊急生活支援、無料低額診療制度、生活福祉資金等の生活困窮者支援については、全職員が対応できるよう事例検討や研修会を定期的に開催します。

- ・コロナによる特例貸付の償還に関する相談については、茨城県社協との一部委託契約に基づき適切に対応するとともに、生活困窮者自立支援事業や公的制度との重層的な支援を展開します。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
Ⅱ－(2)－① 精神障害者の地域 生活支援の充実	こころの相談室 の広報の充実	→	→	→	→
	精神科医療機 関への事業説明 訪問	→	→	→	→
	就労継続支援 事業所の情報交 換会の開催	グループホーム の情報交換会の 開催	→	→	→
	市自立支援協 議会への代弁・ 提言	→	→	→	→
Ⅱ－(2)－② 発達障害者の地域 生活支援の充実	大人の発達障害 支援基礎研修 会の開催	→	フォローアップ 研修の検討	検討結果による 内容の研修を開 催	→
Ⅱ－(2)－③ ひきこもり家族支 援の充実	ひきこもり家族相 談の実施	→	→	→	→
Ⅱ－(2)－④ 生活困窮世帯への 支援継続	緊急生活支援、 低額診療申請、 生活福祉資金 申請受付の継続	→	→	→	→
	特例貸付に関す る相談支援の実 施	→	→	→	→

【基本目標(Ⅲ)】市民との協働による福祉活動の充実

ボランティアな取り組みを通じた市民同士の相互扶助活動や、全市民を対象とした福祉教育活動に取り組みます。

●重点項目（１）ボランティア活動・福祉教育の充実

○福祉分野を中心としたボランティア活動の情報発信を広報紙やホームページを通じて、活動の周知を図ります。

○児童、生徒向けの福祉教育活動の重要性から新たな講座メニューの開発を通じて、福祉教育出前講座をブラッシュアップします。

※ブラッシュアップ
あるものを洗練させ、完成度を高めること。

<実施計画>

① ボランティア活動・目的別コミュニティ活動の充実

- ・ボランティア活動を実践する個人や団体、様々な活動メニューの案内を通じて、広く市民にボランティア活動の魅力・やりがいを伝え、活動者の裾野を広げます。
- ・地域ごとにそれぞれに実践されているわくわくサロン（高齢者サロン）や、当事者グループ等の目的別コミュニティ活動を広く紹介し、新たな地域でも展開できるよう支援します。

② 福祉教育の充実

- ・児童、生徒が理解しやすいプログラムを開発し、福祉教育サポーター（市民ボランティア）との協働による福祉教育を推進します。また、企業や事業所への出前講座等、社会人向けの福祉教育にも注力します。
- ・「高校生の進路アシストカレッジ」は、多くの高校生がより参加しやすく、将来の進路選択に役立つ企画となるよう、開催手法をリニューアルし、市内の施設との協力体制を軸に個別・少人数制による細かい研修需要に対応します。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
Ⅲ－(1)－① ボランティア活動 ・目的別コミュニティ活動の充実	ボランティア活動者の情報発信等の支援	→	→	→	→
	目的別コミュニティ活動の支援	→	→	→	→
Ⅲ－(1)－② 福祉教育の充実	市民との協働による福祉教育出前講座の推進	→	福祉教育サポーター養成講座実施	→	→
	高校生の進路アシストカレッジのリニューアル	→	企画再考	→	→

●重点項目（２）市民、企業、団体との協働による相互扶助の充実

- 災害発生時には、神栖市地域防災計画に基づき、災害ボランティアセンターを開設する可能性が生ずるため、定期的にマニュアルを確認し、関係機関と平時からの意思疎通を図ります。
- 本会広報活動を通じて、市民、企業、団体の福祉実践を積極的に応援し、相互扶助による社会貢献活動の機運を高めます。

<実施計画>

①災害ボランティア受入体制整備

- ・神栖市地域防災計画改訂に合わせたマニュアルの見直しを行い、適宜、市の災害対策担当課と情報共有を進め、災害時には適切な対応ができるよう体制を整えます。
- ・市外被災地の災害ボランティアセンターには、茨城県社協と県内市町が締結する「社会福祉協議会における災害時支援に関する協定」に応じて職員派遣による応援を積極的に行います。

②市民、企業、団体の参加による相互扶助活動の充実

- ・市民、企業、団体から寄せられた消費期限が近づきつつある食品類を、福祉施設やボランティア団体に繋ぐ「もったいないを橋渡しプロジェクト」について、広報紙やホームページでの周知を強化し、市内の食品ロス削減に向けて積極的に展開します。

※災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル
大規模災害時における基本的な考え方及びボランティアの受け入れから活動までの運営方法について定めている。

- ・住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」については、高齢者・障害者の各種制度の充実に合わせ、住民参加により補完すべき支援範囲の検証を行い、今後の方向性について検討します。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
Ⅲ－(2)－① 災害ボランティア 受入体制整備	災害ボランティア アセンダー立上 マニュアル確認	→	市地域防災計 画改訂に合わせ マニュアル改訂	→	→
	市外被災地の災 害ボランティアセ ンター運営支援	→	→	→	→
Ⅲ－(2)－② 市民、企業、団体 による相互扶助活動 の充実	もったいないを 橋渡しプロジェク トの周知・強化	→	→	→	→
	ういるかみすの 支援範囲の検証	検証結果による 見直し	→	→	→

【基本目標(Ⅳ)】事業推進を図る組織体制の充実強化

地域福祉の中核を担う公益法人として中立・公正を遵守し、神栖市の社会福祉の増進に寄与できるよう、財政基盤を含め法人規模の適正化を図り、時代の変化に柔軟に対応できる強い組織体制を構築します。

●重点項目（１）組織体制の強化

- 社会情勢の変動に伴う市民の生活課題の変化に柔軟に対応しつつ、ソーシャルワーク専門機関としての役割が十分に発揮できるよう法人組織のさらなる強化に取り組みます。
- ソーシャルワークを担う事務局職員は常に専門性の向上をめざし、計画的な人材の確保と育成を図ります。また、市福祉部等関係機関への専門職派遣を継続します。

<実施計画>

① 法人規模に見合った役員構成

- ・本会の財政や事業規模、今後求められる役割と機能、活動分野を見据え、新たな役員構成による組織体制を構築します。

② 専門職派遣の継続・推進

- ・職員の派遣を継続し、新たな派遣要望にも応じられるよう職員体制を整え、行政や福祉関係機関等の相談支援機能の充実に寄与します。

③ 国家資格を有する職員の増強

- ・引き続き正職員は社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格取得を標準とし、未取得の職員には国家資格取得のための支援を継続します。

④ 業務遂行の向上を図る人材育成

- ・人事評価システムを適正に機能させ、人員配置や能力開発・育成、昇給・昇格と連動した人事管理体制を整備します。

⑤ 「事業継続計画（BCP）」の点検と見直し

- ・大規模災害発生時や感染症の流行などの不測の事態に備え、緊急時に必要な備品のチェックを定期的に行い、計画は市地域防災計画の改訂に合

わせて必要な見直しを行います。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
IV-(1)-① 法人規模に見合った役員構成	構成変更 理事・監事改選		理事・監事改選		理事・監事改選
	構成変更 評議員改選				評議員改選
IV-(1)-② 専門職派遣の継続・推進	派遣継続(2名)	→	→	→	→
	派遣枠増(1名) 協議	1名増員		派遣枠増(1名) 協議	1名増員
IV-(1)-③ 国家資格を有する職員の増強	社会福祉士 1名増	精神保健福祉士 1名増	社会福祉士 1名増	精神保健福祉士 1名増	
	職員採用(1名)			職員採用(1名)	
	資格取得支援	→	→	→	→
IV-(1)-④ 業務遂行の向上を図る人材育成	人事評価実施	研修体制との連動	人員配置へ反映	昇格等の基礎資料として活用	→
	人事評価者研修実施	→	→	→	→
IV-(1)-⑤ BCPの点検と見直し	備品のチェック	→	神栖市地域防災計画改訂に合わせて見直し	→	→

●重点項目（2）財政・業務基盤の強化

○自治会（地区）加入率の現状を踏まえ、地区の協力による会員加入方法の見直しを図るなど、時代に合わせた会員制度の再構築と寄付をしやすい環境整備に取り組みます。

○公益法人として法人規模に見合った財源の確保を図りつつ、業務遂行の効率性を高められる環境の整備を図ります。

<実施計画>

① 時代に合わせた会員会費制度の整備

- ・地区の協力による会員の加入方法の見直しを行い、最も賛同が得られやすく、加入意思が示しやすい方法への切替を検討します。

② 寄付のしやすい環境の整備

- ・税額控除対象法人の認可、キャッシュレス決済の導入など、いつでも、

※税額控除対象法人
認可を受けた社会福祉法人へ支出した寄附金は税額控除制度の適用を受けることが可能となる。

※キャッシュレス決済
現金を直接やりとりせず支払いをする方法。クレジットカード・電子マネー・モバイル決済など。

どこでも、気軽に寄付のできる環境の整備を図ります。

③ 理解者を増やす広報の充実

- ・市民や行政等関係者から社協活動への理解と共感を得られるよう広報紙・ホームページの充実を図るとともに、SNS等の活用も強化し、広く情報が届けられる工夫をします。

④ 福祉活動基金の計画的運用

- ・基金の原資を、市民にとって必要な自主事業の開発・継続、そのための設備投資等の財源として有効活用できるよう、保有限度額の再検証を行い、計画的な運用を図ります。

⑤ 業務環境の整備

- ・職員の休暇承認や福利厚生など労務・庶務管理にかかる届出の電子化など、業務効率を高め、かつペーパーレスや経費削減につながるICT技術の導入を図ります。

⑥ 専門職派遣による事業収入の確保

- ・労働者派遣事業による行政各課等への専門職派遣を計画的に拡大していくことで事業収入（自主財源）の確保に努め、自主財源率を高めることにより市からの助成金要望額の減額につなげます。

実施計画	1年次 令和7年度	2年次 令和8年度	3年次 令和9年度	4年次 令和10年度	5年次 令和11年度
IV-(2)-① 時代に合わせた会員会費制度の整備	会員制度見直し検討	実施	→	→	→
IV-(2)-② 寄付のしやすい環境の整備	税控除対象法人申請	実施	→	→	→
		キャッシュレス決済検討	導入及び効果検証	→	→
IV-(2)-③ 理解者を増やす広報の充実	ホームページ改善	→	→	→	→
	X(旧twitter)の活用継続	→	新たなSNS等の導入検討	→	→
IV-(2)-④ 福祉活動基金の計画的運用	保有限度額検討	計画的運用	→	→	→
IV-(2)-⑤ 業務環境の整備	ICT化すべき業務の抽出	導入準備	導入及び効果検証	→	→
IV-(2)-⑥ 専門職派遣による事業収入の確保	(派遣2名)	1名増員 (派遣3名)	→	→	1名増員 (派遣4名)